

平成23年度税制改正要望（防衛省）

要望内容：特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例の3年延長

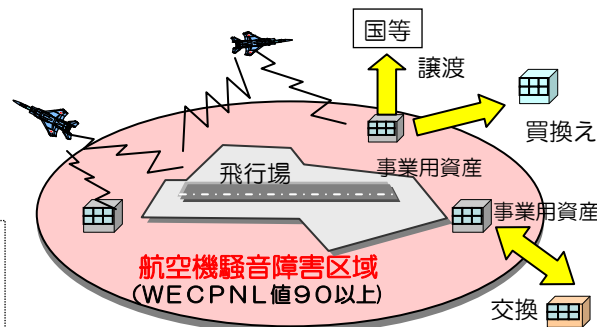
■飛行場等周辺の移転補償等

防衛省は、自衛隊等が使用する飛行場等の周辺において、航空機の離着陸等により生ずる音響に起因する障害が特に著しいWECPNL値90以上の区域（航空機騒音障害区域）からの移転を希望される方々に対して、建物等の移転補償や土地の買入れを実施

※根拠法令

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律
（昭和49年法律第101号） 第5条第1項、第2項

WECPNL（Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level）：
国際民間航空機構(ICAO)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位。音響の強度だけではなく、そのひん度、深夜等の発生時間帯などの諸要素を加味した航空機騒音の総エネルギー量を1日の平均として総合的に評価。



■特例措置等

- ・航空機騒音障害区域から個人又は法人が移転をする際に、事業用資産を国等に譲渡して同区域外で買い換え、又は同区域外の資産と交換したり、同区域内の土地を国に譲渡した場合は、所得税又は法人税が課税される
- ・このため、防衛省では、昭和49年度の事業開始以来、課税の特例措置を適用して、移転に伴う建物等の所有者の経済的負担をできるだけ軽減することにより、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図ってきたところ

【特例措置の概要】 租税特別措置法（第37条、第65条の7ほか）

- 個人:資産の譲渡に係る収入金額の20%に相当する資産の譲渡があったものとして所得税を課税するなど
- 法人:買換資産につき譲渡益の80%に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、その減額した金額を損金に算入するなど

- ・本特例措置については、法人税にあっては平成23年3月31日に、所得税にあっては平成23年12月31日にそれぞれ適用期限が到来

※民間空港周辺の移転補償等においても同様の特例措置が設けられている。（国交省所管）

■必要性等の検証（平22' 税制改正大綱・租税特別措置の見直しに関する基本方針）

- ・周辺住民は移転に伴う経済的負担を軽減するため、本特例措置を活用しており、事業開始(昭49')から平成21年度までに約5600戸が移転済
- ・現在、約13500戸が航空機騒音障害区域に所在することから、今後も着実に移転補償等を実施する必要あり

平成23年度税制改正において
特例措置の3年延長を要望